

雇用及び職業についての差別待遇に関する条約 (ILO第111号条約)

1. 採択年と批准国数

本条約は、1958年ILO（国際労働機関）第42回総会で採択され、2005年4月現在の批准国は161カ国。G8加盟国中の未批准国は、日、米である。

2. 条約の概要

本条約は、締約国が雇用及び職業につき、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づく差別をなくすため、

- ① 雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を国内事情及び慣行に適した方法により促進するための方針を明らかにすること
 - ② この方針の実施のための措置をとること
- を規定しているものである。

3. 国内の状況

我が国においても、基本的には憲法第14条に一般的に法の下の平等が規定されており、雇用、職業の分野においては、労働基準法、職業安定法、男女雇用機会均等法等に基づき差別に対する施策が講じられている。

しかしながら、本条約は雇用及び職業に関する広汎な差別を対象としており、その批准にあたっては国内法制との整合性等につき更に検討する必要がある。

雇用及び職業についての差別

待遇に関する条約

(第百十一号)

(未批准 仮訳)

国際労働機関の総会は、

理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百五十八年六月四日にその第四十二回会期として会合し、

この会期の議事日程の第四議題である雇用及び職業についての差別待遇に関する提案の採択を決定し、

この提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定し、

フィラデルフィア宣言が、すべての人間は、人種、信条又は性にかかわりなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的発展を追求する権利をもつことを確認していることを考慮し、

さらに、差別待遇は、世界人権宣言により宣言された権利の侵害であることを考慮して、

次の条約（引用に際しては、千九百五十八年の差別待遇（雇用及び職業）条約と称することができる。）を千九百五十八年六月二十五日に採択する。

第一条

1 この条約の適用上、「差別待遇」とは、次のものをいう。

(a) 人種、皮膚の色、性、宗教、政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基いて行われるすべての差別、除外又は優先

で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるもの

(b) 雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となる他の差

別、除外又は優先で、当該加盟国が、使用者の代表的団体及び労働者の代表的団体がある場合にはそれらの代表的団体及び他の適当な団体と協議の上、決定する

ことのあるもの

2 固有の要件に基く特定の業務についての差別、除外又は優先は、差別待遇とみなしてはならない。

3 この条約の適用上、「雇用」及び「職業」とは、職業上の訓練を受けること、雇用されること及び個別の職業に従事すること並びに雇用の条件をいう。

第二条

この条約の適用を受ける加盟国は、雇用及び職業についての差別待遇を除去するため

に、国内の事情及び慣行に適した方法により雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進することを目的とする国家の方針を明らかにし、かつ、これに従うことを約束する。

第三条

この条約の適用を受ける加盟国は、国内の事情及び慣行に適した方法により次のことを行うことを約束する。

(a) 前記の方針の承認及び遵守を促進することにつき、使用者団体及び労働者団体並びに他の適当な団体の協力を求めること。

(b) 前記の方針の承認及び遵守を確保するに適當とされる法令を制定し、かつ、そのよ

うな教育計画を促進すること。

(c) 前記の方針と両立しないすべての法令の規定を廃止し、かつ、行政上のすべての命令又は慣行を修正すること。

(d) 国家機関の直接管理の下にある雇用について、前記の方針に従うこと。

(e) 国家機関の監督の下にある職業指導、職業訓練及び職業紹介の施設の活動について、前記の方針の遵守を確保すること。

(f) この条約の適用に関する年次報告において、前記の方針に従つて執つた措置及びその結果を記載すること。

第四条

この条約の適用を受ける加盟国は、雇用及び職業についての差別待遇を除去するために、影響を及ぼすいかなる措置も、差別待遇を受けている者又はこの活動に従事している者に影響を及ぼすいかなる措置も、差別待遇とみなしてはならない。ただし、当該個人は、国内の慣行に従つて設置される権限のあらかじめ、かつ、これに従うことを約束する機関に訴える権利を有する。

第五条

1 国際労働機関の総会が採択した他の条約又は勧告で定める保護又は援助に関する特別の措置は、差別待遇とみなしてはならない。

2 すべての加盟国は、使用者の代表的団体及び労働者の代表的団体がある場合にはそれらの団体と協議の上、性、年令、廻疾、世帯上の責任又は社会的若しくは文化的地位のために一般に特別の保護又は援助が必要であると認められる者の特定の必要を満たすことを目的とする他の特別の措置を差別待遇とみなさないことを定めることができること。

第六条

この条約を批准する加盟国は、国際労働機関憲章の規定に従つて、非本土地域にこの条約を適用することを約束する。

第七条～第十四条（最終条項）

(略)

(第一百三十九号条約参照)